

## (行政視察・政務活動・議員研修) 報告書

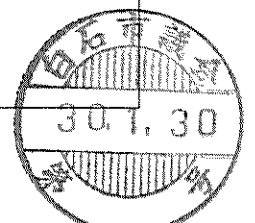
平成30年1月30日

白石市議会議長 志村 新一郎 殿

議員氏名 四 籠 英 夫

下記のとおり行いましたので報告いたします。

|                |   |
|----------------|---|
| 期 間            | 平成30年1月15日(月) ~ 1月16日(火)  |
| 調査・研修先         | 市町村アカデミー  |
| 調査事項<br>(研修事項) | 「人工知能AIの現状とこれから」<br>「地域活動と議員の役割」<br>「複雑化・多様化する環境問題への取組み」<br>「地方自治の本旨と地方議会制度の在り方」  |
| 対応者・講師等        | ・国立情報学研究所教授<br>(一)人工知能学会会長山田 誠二氏<br>・早稲田大学マニフェスト研修所事務局長<br>(一社)地域経営推進センター代表理事 中村 健氏<br>・放送大学理事・副学長、広島大学名誉教授 岡田 光正氏<br>・首都大学東京大学院社会科学研究科法学政治学専攻教授 木村 草太氏 |



|  |  |
|--|--|
| <p>概要</p> <p>① 背景・目的</p> <p>② 内容・特色</p> <p>③ 主な質疑</p> <p>④ 考察<br/>(感想、課題、<br/>政策提言等)</p> | <p>【人工知能A Iの現状とこれから】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工知能A Iとは人間並みの知的な処理をコンピューター上を実現</li> <li>「強いA I」⇒単独で人間と同等のA Iを目指す</li> <li>「弱いA I」⇒あくまでも人間をサポートする知的システム</li> <li>・A Iの簡単な歴史 <ul style="list-style-type: none"> <li>1980年代(第1次A Iブーム)ダートマス会議</li> <li>(第2次A Iブーム)記号処理 エキスパートシステム</li> <li>(第3次A Iブーム)ディープラーニング 大手A I企業の応用</li> </ul> </li> <li>・第3次ブームのA Iは何が違うのか</li> <li>・研究としてのA I</li> <li>・A Iここ数年のトピック (第3次A Iブーム) 統計的機械学習 データマイニング</li> <li>・統計的機械学習の例：SVM (サポート)</li> <li>・ニューラルネットワーク</li> <li>・NNの復権：ディープラーニング</li> <li>・ディープラーニングの成功例</li> <li>・DL成功例：一般物体認識 2012：1000 カテゴリ(1カテゴリ約1000枚)の訓練画像</li> <li>・DL成功例：テレビゲームの学習</li> <li>・DL成功例：AlphaGo</li> <li>・ディープラーニングは万能ではない</li> <li>・(機械学習ベース)A Iの得意・不得意<br/>(例)会計はA Iが得意、監査はA Iが苦手</li> <li>・「常識」とは・物理的常識(物理現象、自然現象)・社会的常識(社会通念、モラル)・膨大な量の知識(書き尽くせない、機械学習も非現実的)</li> <li>・DLを騙す画像(人間とDLの認識の違い)</li> <li>・災害救助ロボット</li> <li>・自動車の自動走行</li> <li>・A Iで変わる社会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・A Iが人間の労働を再定義</li> <li>・人間の仕事を代替できるか</li> <li>・例：コンビニ店員の労働(店員はレジ打ちだけをしているのではない。)</li> </ul> </li> <li>結論：コンビニ店員の仕事(労働)が、丸ごとA Iで代替されることは不可能で、いくつかのタスク(仕事の一部)が代替される。</li> <li>・人間には簡単だがA Iには難しい作業例(物品棚出しと展示)</li> <li>・人間の未来の葉寺来方への提言 (A Iが仕事を部分的に代替) +(A Iの得手不得手)+ {人間とA Iと一緒に働く社会}</li> </ul> |
|--|--|

- ・ A I と協働する未来社会へ向けて)
- ・ これからの A I : 人と A I の現実的で望ましい関係
- ・ 協調する人と A I : インタラクティブ A I
- ・ これからの A I : インタラクティブ A I (人間と A I が得意分野を補い合い、協調して問題解決)

【所感】 A I (人工知能) は万能ではない。そして打出の小槌でもない。確かに知識・記憶・計算能力等では、人間をはるかに上回る能力を持っている。囲碁・将棋でも人間は A I に勝てなくなって来た。それは、膨大な情報(棋譜)を記憶させ、瞬時に取り出せる能力が人間をはるかに上回っているからである。チェスに至っては、既に数十年前から人間を凌駕している。しかし、A I には出来ないことを人間は出来る。従ってこれからは、人間と A I が協調して問題解決をして、更なる進歩発展に努めていくことが大事だと思う。

#### 【地域活動と議員の役割】

- ・ 1985(s 60)日本経済をゆるがす事態(プラザ合意)が起きた。1 \$ = 36 円⇒240 円になり、さらに値上がりし 1 年後には 120 円になった。これは、日本人が真面目で勤勉で働き者なるが故の経済貢献だった。しかし、人件費の高騰などのひずみも生まれた。そのため、企業は人件費の安い海外へ進出し、国内では臨時雇用や派遣労働者が増え、正規社員が減少するという現象がおこった。  
そして、大きな行政改革も行われた。国鉄→J R、専売公社→J T、電電公社→N T T など官から民への改革が行われた。N P O 法人や指定管理者制度などもできた。
- ・ 1995(H7)には仕事を変えるソフト(ウィンドウズ)が誕生した。
- ・ 2000(H18)地方自治体にとってはショッキングな、夕張市財政破綻という出来事があった。
- ・ 2014(H26)地方間競争に激しさが増し、そして今第 4 次産業革命ともいわれる時代に入っている。
- ・ 自治体の実態と行政の貢献度を量るチェックポイント。  
人口総数、職員数、当初予算、経常比率、出生数、死亡数、転入人口、転出人口 etc に対してどれくらいの仕事をして市民は恩恵を受けているか。  
公園数、橋の数、防犯等、道路延長、介護施設、幼稚園、保育園、ゴミ集積所数、(犯罪・火災・交通事故)発生件数等により、行政効果の検証をして、毎年同じことを同じ人がしていないか。マンネリ化していないか等をチェックする。

- ・あなたの町はどのような町を目指しているか。①安全で②豊かな③住み良い町を目指しているか。
  - ・議員の役割→行政(財政)のチェックと、住民の声を届ける。
  - ・議会の役割→議員の活動は分るが議会の活動は分らないという声。
  - ・首長→執行権を持つ。(1人でないと混乱する)
  - ・議会→議決権を持つ。(責任が大きい) 例・学校統廃合を提案するのは首長だが、それを審議し議決するのは議会である。
  - ・議会のチェックリスト①会議の目的は明確か②終了時間は決まっているか。③メールでも済む業務報告、確認に終始していないか。④いつも意見を言わない人がいる。⑤無意味な資料が大量に配られ、その説明が多い。⑥発言すると損をするので黙っていることが多い。⑦感情的な対立や責任のなすりあいがおこる。⑧アイディアを出さずに否定的な意見を言う人がいて議論が進まない。⑨最後に今までの議論は何だったのかと思うことがある。⑩何が決まったのか分らない。⑪結論が出た。各人が何をすれば良いのかわからない。⑫特定の人の時間が長い。⑬声の大きな人の意見が結論になる。⑭本来の目的から論点がずれることが多い。⑮議論の発展や掘り下げを戻してしまう人がいる。
  - ・議員視察の目的(課題を見つけ先進事例を学ぶ・政務活動費活用)
- 【所感】議会活動の役割は、地域住民のニーズを把握するとともに、社会環境を読むための情報収集や調査・分析を行う必要がある。そして、納入された税金をいかに有効に市民のために使うか。そのためには政策の中身を知ってもらい納得してもらおう対話を行う。また、政策の結果を検証することが大切である。
- 【複雑化・多様化する環境問題への取組】
- ・環境基本法：H5.11.19（環境の保全について基本理念を定め、保全に関する施策の基本となる事項を定める。）法の中で、環境の保全上の支障となるものや地球全体の温暖化の原因となるもの、水質の汚濁を防止することが謳われている。目指すべき持続可能な社会・安全が確保されるために「低炭素」「環境」「自然共生」を基本としている。
- 我が国の抱える課題として①環境（CO<sub>2</sub>の排出、資源の有効活用、森林里山の荒廃、野生鳥獣被害）②経済(地域経済の疲弊、新興国との国際競争)③社会（少子高齢化、人口減少、働き方改革、巨大災害への備え）などがある。
- ・第5次環境基本計画における施策の展開の方向性
    - ①持続可能な生産と消費を実現するクリーンな経済システムの構築
    - ②国土のストックとしての価値の向上

|  |  |
|--|--|
|  | <p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <p>⑤持続可能性を支える技術の開発、普及</p> <p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点戦略をささえる環境政策</li> </ul> <p>①気候変動対策</p> <p>②循環型社会の形成</p> <p>③生物多様性の確保・自然共生</p> <p>④環境リスクの管理等の基盤的な施策</p> <p>⑤東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境問題のとらえ方</li> </ul> <p>①環境問題とは何か②環境問題の発生原因は何か③問題の解決方法は何か</p> <p>※環境問題はどのような状態／目標が望ましいか</p> <p>※どこまでCO濃度を回復するか？どこまで有機物を除去するか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清浄な水環境+健全な水生生態系、水利用</li> <li>・汚濁／汚染した水環境とは</li> <li>・汚濁／汚染した水環境への対策は</li> <li>・水環境の望ましい状態とは</li> </ul> <p>※環境問題解決の方法は</p> <p>①排水処理装置：活性汚泥処理装置</p> <p>②活性汚泥処理法：微生物による排水処理</p> <p>※排水はどこまで処理するか</p> <p>①排水中の汚濁原因物質を完全に除去するのか</p> <p>②技術的に可能なレベルまでなのか</p> <p>③社会的／経済的に公平なレベルまでか</p> <p>④環境基準達成に十分なレベルまでか</p> <p>※国としての一律排水基準</p> <p>①特定事業場(約 600 の工場等)から公共水域への放流を規制する</p> <p>②排水水質に関する国としての最低限度を定める一律基準</p> <p>③水質項目</p> <p>※日本は守れるような規制をしている(不可能なことは要求しない。努力を促す。)</p> <p>※途上国では立派な法律を作っているが守らない</p> <p>※複雑な環境問題への対策は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準(COD・海域)が達成されない理由は</li> </ul> <p>①高栄養化の進行による内部生産の増加</p> |
|--|--|

②負荷総量の増加

③非特定汚染源による汚濁負荷

※複数の分野地域に及ぶ8つのリスク

①海面上昇、沿岸での高波被害

②大都市部への洪水による被害

③極端な気象現象によるインフラ等の機能停止

④熱波による、特に都市部の脆弱な層における死亡や疾病

⑤気温上昇、干ばつ等による食糧安全保障が脅かされる

⑥水源不足と農業生産減少による農村部の生計及び所得損失

⑦沿岸海域における生計に重要な海洋生態系の損失

⑧陸域及び内水生態系がもたらすサービスの損失

【所感】生物は強いものより環境に順応できるものが生き残れる。とされている。それほどに環境問題は重要である。しかし、環境問題はほかの分野と複雑に絡み合っていて、簡単に解決できるものではない。すなわち環境を守ろうとすれば経済活動に影響を及ぼす。規制が厳しくなると経済活動が鈍くなる。ゴミ処理をすることによって温暖化が進む。などがあげられる。従って、水質をどこまできれいにすればいいのか。完全にきれいにすることは不可能である。どこに環境の基準をおくのか。それらが今後課せられた課題であろう。

#### 【地方自治体の本旨と地方議会制度の在り方】

〔1〕地方自治とは何か

1. 国家権力の原理と緊張関係

・石川健治：「正統化された実力行使」の広汎な領域を締め出す、近年にいたるまでの百年がかりのプロセスであった。」

2 国家法人内部の権力分立

・林知更：単一にして不可分の、最高・独立の主権的な国家権力という近代国家論の公理を受け入れるなら、これが諸権力の分立という権力の要請といかに両立可能かは、憲法理論にとって切実な問である。「国家法人説」の登場が、国家「権力の単一不可分性という想定を放棄することなく、自らの内側に最大限の多元性を抱え込む」ことを可能にした。

※近代国家：領域内において権力を独占

・国家権力(内戦を終らせる。内戦は権力が分散しているから起こる)

・戦国時代の権力分散を是正

・権力を統制する(主権国家と立憲主義)

・権力の乱用を防止

- ・ 独裁の危険(権力を持つのは法人と定義)
- ・ 日本国憲法 (国民主権、3 権分立)

※地方議会の意義

- ・ 憲法第94条では、町村は条例で議会を置かず選挙権を有する者の総会を設けることができる。と規定されている。(町村総会)
- ・ しかし、その場合年1回程度の総会が開催され「シャンシャン総会」に終わりあとは町村長以下執行部が全てを決定する組織になってしまうおそれがある。

※町村総会ではなし得ない機能

- ①施策が失敗したとき住民は総会を問責できない。問責者と答責者が一致する「利益相反状態」になるからである。
- ②議会は質疑・討論の形で議論するが、総会では発言者が多過ぎて、実質的な議論ができず、結果的には執行部案の「言いつばなし、聞きつばなし」になるだけである。
- ③総会では職業を持ちながら運営に関わることになり、住民は多忙であり自治体の運営に時間と労力を割くのは効率的でない。従って、特定の可視的な少数の人に議員という役割をあてがい運営していくことが責任のある運営と言えるであろう。

※議員のやりがいをどうつくるか

- ・ 議員は住民を代表して自治体の運営を行う重要な仕事であるから、仕事に見合う「やりがい」がなければならない。金銭報酬だけではなく、住民の生活を担っている実感を持つことが大切である。しかし、実態は首長主導の運営であり、それが議員のやりがいを低下させているきらいがある。

【所感】 地方議会は地域住民から選ばれた議員によって運営され、住民の生活向上のために活動しているのであるから、執行部の運営のチェック機能を果たすとともに、連携協調してより良い体制を築いて行かなければならない。そのためにも自己研鑽に努め、常に地域住民の声に耳を傾け寄り添った活動を心がけなければならない。